

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年七月九日福岡地方裁判所小倉支部の解散命令の確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月四日)の翌日から二箇月以内にお申出下さい。尚、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月九日

北九州市小倉北区片野新町二二二二一
朝日センタービル二〇一 小倉東総合法律事務所

宗教法人真言宗醍醐派修験不動院教会
清算人 弁護士 白石 寛

第十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨

資産の部計 (単位・円)
負債及び正味財産の部 (単位・円)

正味財産の部計
負債及び正味財産の部計
令和八年九月九日

福岡県みやま市瀬高町高柳二九七番地三
特定非営利活動法人しあわせねっと
代表理事 松尾 幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市大町六丁目一四三番地、最後の住所秋田県秋田市泉菅野二丁目一七番一
一号リンデンバウムいずみ

被相続人 亡 及川古志郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月九日

秋田県秋田市泉中央四丁目一九番一九号
相続財産清算人 司法書士 柴田 緑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小名浜玉川町東八番地
三、最後の住所福島県いわき市小名浜玉川町
東八番地の三 被相続人 亡 長谷川 裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月九日

福島県いわき市平字田町一二〇番地ラトブ
七階 浜通り法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤 健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸太田市芦岡町五〇二番地、最
後の住所福島県いわき市四倉町下仁井田字南
追切二番地の二 四倉病院(住民票上の住所
福島県いわき市勿来町関田須賀一番地の二二
三)

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月九日

福島県いわき市平字三倉六七番地五すがた
法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村上 弘和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蕨市中央三丁目四二〇五番地、最
後の住所栃木県那須郡那須町大字高久甲三七
五番地 被相続人 亡 小林しげ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月九日

栃木県那須塩原市方京一丁目一六番地五
弁護士法人戸野・田並・小佐田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村田 雄吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区鳥越二丁目二五番地一五、
最後の住所埼玉県熊谷市善ヶ島六三二番地三
スマイルハウスあさひ

被相続人 亡 染谷キハ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月九日

埼玉県熊谷市本町二丁目一三六番地ワンチ
ビル二階石井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石井 智章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字大谷一四七
四番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 大野 浩志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月九日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二一六一一
二 一住ビル三階 大宮豆の木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石川 智士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市長房町五二〇番地、最後
の住所東京都八王子市大和田町一丁目三五番
九号 被相続人 亡 岸上 毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一
月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内
にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月九日

東京都武蔵野市中町一丁目二八番一〇号
ローラン武蔵野二階 武蔵野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 内藤 裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜須賀根市根岸町四丁目一
番地、最後の住所神奈川県横浜須賀根市根岸町四
丁目二番三二号 被相続人 亡 植村三津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月九日

神奈川県横浜須賀根市大滝町二丁目一七番地
筑波中央ビル三階
相続財産清算人 弁護士 生田 秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区勝田町二六六番地
一、最後の住所横浜市緑区三保町二四四八番
地ヴァンヴェール中山二〇一号 被相続人 亡 畠山 知孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月九日

横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階
相続財産清算人 弁護士 久保田 晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区川井宿町二二八番
地、最後の住所神奈川県海老名市東柏ヶ谷三
丁目九番二号グリーンエクスセルB一〇二
被相続人 亡 佐藤 隆兄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月九日

神奈川県横浜市中区上大岡西一丁目一九
番二一山田ビル三〇一
相続財産清算人 弁護士 須山 園子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区鶴見区生麦一丁目四番、
最後の住所神奈川県横浜市中区鶴見区生麦一丁目
四番六号 被相続人 亡 藤倉恵美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月九日

神奈川県横浜市中区上大岡西一丁目一九
番二一山田ビル三〇一
相続財産清算人 弁護士 須山 園子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市清里区荒牧九二二番地二、
最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 永井 直臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月九日

新潟県上越市木田二丁目一番一上越セン
トラビル七階
相続財産清算人 弁護士 田中 篤子